



---

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

## 富山県告示第79号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年2月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県岩瀬スポーツ公園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社富山・スポーツパーク・マネジメント

富山市中野新町一丁目2番10号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

## 富山県告示第80号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年2月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県常願寺川公園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

---

常願寺川公園コンサーバンシー

代表者

株式会社野上緑化

富山市新保 271番地

構成員

株式会社野上緑化

富山市新保 271番地

株式会社久郷一樹園

富山市丸の内三丁目2番6号

一般社団法人地域デザイン研究所

富山市金泉寺 248番地1

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

**富山県告示第81号**

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年2月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県空港スポーツ緑地

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社野上緑化

富山市新保271番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

**富山県告示第82号**

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第14条の規定により告示する。

令和 8 年 2 月 27 日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 公の施設の名称**

県庁前公園

**2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地**

風と緑と水の会

代表者

株式会社ホクタテ

富山市中野新町一丁目 2 番10号

構成員

株式会社ホクタテ

富山市中野新町一丁目 2 番10号

株式会社大井仙樹園

富山市呉羽町2447番地の 6

**3 指定の期間**

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

**富山県告示第83号**

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和 8 年 2 月 27 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地  
富山県富山市舟橋北町4番19号  
公益社団法人富山県農林水産公社
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
富山県農林水産総合技術センター林業普及センター管理業務における施設等使用料徴収事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間  
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日  
令和8年2月17日

## 富山県告示第84号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月27日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山八尾線	富山市有沢字前川原2810番2から	変更前		最大 30.5 最小 6.5	744.7	富山土木 センター
	富山市婦中町鶉坂51番59地先まで	変更後		最大 30.6 最小 6.5	744.7	

**富山県告示第85号**

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月27日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 富山八尾線	富山市有沢字前川原2810番2から 富山市婦中町鶴坂51番59地先まで	令和8年2月27日	富山土木 センター
県道 小杉婦中線	富山市池多1832番4から 富山市池多1889番3まで	令和8年2月27日	富山土木 センター

**富山県公安委員会告示第11号**

富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定について

道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習の委託に係る一般競争入札を実施するに当たり、入札申込みの条件となる道路交通法施行規則第38条の3に規定する資格について、次のとおり審査の上、認定するものとするので告示する。

令和8年2月27日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

**1 認定の審査に係る業務**

道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託場所

富山県内

4 認定基準

別添「富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定基準」のとおり。

5 認定申請期間

令和8年2月27日から同年3月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

6 認定申請書類提出先

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通企画課安全教育係

7 認定申請書類提出方法

直接持参すること。

8 問合せ先

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通企画課安全教育係

電話 076-441-2211（内線5032）

---

## 別添

富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格  
認定基準

## 1 目的

この基準は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習（以下「安全運転管理者等講習」という。）の実施を同条第3項の規定により委託するに際し、受託法人及び受託者（以下「法人等」という。）の選定に必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

## 2 公安委員会の資格認定

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、安全運転管理者等講習を行うために必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人等として認定する場合における当該認定は、次に掲げる要件を審査して行うものとする。

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること（道路交通法施行規則第38条の3に規定するもの）。
- (2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）に次のアからクまでのいずれかに該当する者がいないこと。

なお、法人でない者は、これに準ずるものとする。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で

国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により講習事務を適正に行うことができない者

キ 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から2年を経過していない者

ク 法第117条、法第117条の2、法第117条の2の2（第1項第7号及び第9号を除く。）、法第117条の3の2、法第118条第2項第3号若しくは第4号、法第119条第2項第4号若しくは第5号又は法第119条の2の4第2項の違反行為をした日から2年を経過していない者

(3) 安全運転管理者等講習に従事する専任講師として、次のいずれかの資格を有する者を1人以上雇用すること。

ア 自動車安全運転センターが行う自動車の安全運転管理に関する研修の課程又はこれに相当する課程を修了した者

イ 安全運転管理者等講習又はこれに相当する講習に講師として従事した経験を有する者

(4) 安全運転管理者等講習に必要な学識経験を有する者又は交通実務（交通安全活動）経験者で、専門的知識を有する者を部外講師として3人以上確保できること。

3 安全運転管理者等講習を行うために必要な組織及び設備は次のとおりとする。

(1) 富山県内に主たる事務所又は営業所を有していること。

(2) 安全運転管理者等講習を行うために必要な人員を、安全運転管理者等講習の実施場所に配置できること。

(3) 安全運転管理者等講習を行うための機器（視聴覚機材等）を有していること。

4 資格認定の申請等

安全運転管理者等講習の業務の委託を受けようとする法人等には、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格認定申請書（別記様式1）
- (2) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- (3) 法人等の役員の氏名、住所等を記載した名簿（別記様式2）
- (4) 法人等の役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）
- (5) 法人等の役員が2(2)中、アからクのいずれにも該当しないことを誓約する書面（法人用は別記様式3-1、法人以外用は別記様式3-2）
- (6) 安全運転管理者等講習に従事する者の経歴を記載した書面及び当該事務を行うために必要な能力を有することを証するに足りる書面
- (7) 安全運転管理者等講習を行う組織の概要（組織体制、職員数等）を記載した書面
- (8) 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

## 5 資格認定の通知

安全運転管理者等講習を行うために必要かつ適切な組織及び能力を有すると認めるときは、その法人等に対し資格認定通知書（別記様式4）を送付するものとする。

なお、入札の参加に当たっては、入札参加資格を有していても1年ごとに入札前に公安委員会の資格認定を受ける必要があるものとする。

## 6 資格認定の取消し

資格認定を受けた法人等が次の事項のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 2の要件のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

別記様式 1

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格認定申請書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

主たる事務所の所在地  
 名 称  
 代 表 者 の 氏 名

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格の認定を申請します。  
 なお申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

(ふりがな) 法人等の名称	
主たる事務所の所在地	電話 ( ) -
法人等の種類	1 一般社団法人    2 公益社団法人    3 一般財団法人 4 公益財団法人    5 株式会社    6 有限会社 7 その他 ( )
(ふりがな) 代表者氏名	

申請者は、下欄には記載しないこと。			
受理年月日	年 月 日	受理番号	
添付書類	<input type="checkbox"/> 定款・寄附行為等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の名簿及び住所を記載した名簿 <input type="checkbox"/> 従事者の経歴を記載した書面その他能力を証する書面 <input type="checkbox"/> 組織の概要を記載した書面 <input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表		
備考			



## 別記様式3 - 1

(法人用)  
誓約書

当法人は、次に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次に掲げる1から8までのいずれかに該当する者のある法人

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は、同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 6 心身の障害により講習事務を適正に行うことができない者
- 7 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から2年を経過していない者
- 8 道路交通法第117条、第117条の2、第117条の2の2（第1項第7号及び第9号を除く。）、第117条の3の2、第118条第2項第3号若しくは第4号、第119条第2項第4号若しくは第5号又は第119条の2の4第2項の違反行為をした日から2年を経過していない者

富山県公安委員会 殿

年 月 日  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名

## 別記様式3 - 2

(法人以外用)

## 誓 約 書

私及び従業員は、次に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由のある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は、同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 6 心身の障害により講習事務を適正に行うことができない者
- 7 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から2年を経過していない者
- 8 道路交通法第117条、第117条の2、第117条の2の2（第1項第7号及び第9号を除く。）、第117条の3の2、第118条第2項第3号若しくは第4号、第119条第2項第4号若しくは第5号又は第119条の2の4第2項の違反行為をした日から2年を経過していない者

富山県公安委員会 殿

年 月 日  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名

別記様式4

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格認定通知書

年 月 日

(例) ○○法人 ○○協会

代表者 ○○ ○○ 殿

富山県公安委員会委員長 ○○ ○○

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格の審査をした結果、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条の3に規定する講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認められたので通知する。

---

